

大阪府立国際会議場吊物舞台機構改修工事 特命随意契約理由

本工事は、大阪府立国際会議場のホール及び会議室に設置している吊物舞台機構設備について、2000年の開館時における設置以降更新されておらず、故障が頻発していることから、当該設備の改修によってその可用性を回復し、施設利用者に対するサービスの向上を図ることを目的とするものである。

今回改修する吊物舞台機構設備は、建設時に㈱ニチゾウテックによって、国際会議場の構造や使用形態を考慮した独自の制御回路が構築されるとともに、そのもとで最適に動作するよう各機構が設計・製造されており、設計図書や仕様書などでは確認しきれない同社独自のノウハウが凝縮したもので、他の業者では当該設備の詳細を知ることが出来ないものとなっている。

こうしたことから、今回の改修工事施行業者を一般競争入札により決定した場合には、すでに設置されている機構とは異なる機構や部品が混在する可能性が生じることになるが、独自の制御回路との適合性が確保できない可能性が高く、その場合には、正常な動作の確保にも影響が生じることになり、可用性の回復によるサービス向上という改修工事の目的が達成できなくなる恐れがある。

また、メンテナンス時や故障発生時には、複数の事業者による作業が必要となり、それにかかる費用が嵩むことや、特に故障時には迅速な原因究明や修繕対応が求められるところ、原因の切り分けに時間を要したり、修繕方法を明らかにできないことも予想され、ここでも今回の改修工事の目的が達成できない可能性が残る。

なお、こうした支障を除くため、同社による改修ではない方法をとるとすれば、他社による既存設備の改修ではなく、吊物舞台機構設備一式を入れ替える対応が考えられるところ、その場合の費用は改修にかかる費用に比べ多額となる。建設当時の工事費は、今回の工事個所である3階イベントホール、6階大会議場メインホール、10階中会議室を合わせて約18億円であり、この価格と比べても改修の方が安価と言えるが、実査には物価の上昇による増額に加え、既設機構の撤去費用、基本設計費、実施設計費、工事管理費等も見込まれることから、それ以上に費用がかかることになり、このことに鑑みれば、改修による工事の方がはるかに有利であると言える。

以上の事から、今回の改修工事は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社ニチゾウテックと随意契約を締結するものである。